

いたばし 環境管理ニュース

2017年4月1日
第391号

(板橋区公式ホームページからも閲覧可能)

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004325.html

発行:板橋環境管理研究会

〒173-0005 板橋区仲宿54番10号

電話:03-3962-0131 FAX:03-3962-0133

今号のトピックス

- 1 新エネルギー機器及び省エネルギー機器等導入補助金制度(住宅用・事業所用)
- 2 事業所の CO₂削減対策実行支援について
- 3 適正管理化学物質使用量等報告の受付開始
- 4 春の板橋クリーン作戦

新エネルギー機器及び省エネルギー機器等 導入補助金制度(住宅用・事業所用)

区では地球温暖化対策の一環として、温室効果ガスの削減効果が高い新エネルギー機器、省エネルギー機器等を、事業所や住宅に設置される方に経費の一部を補助します。

設備更新等をご検討の方は、ぜひご活用ください。

1. 事業所用

(1) 要件

- ①申請時点において、板橋区内に事業所等を有する中小企業等であり、その板橋区内の事業所に補助対象機器等を自ら使用する目的で設置される方。
(賃貸・使用貸借事業所の場合は、所有者の機器等の設置についての同意書が必要)
- ②申請者が、中小企業等(法人又は個人の事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する会社に該当しない会社を除く。)をいう。)であること。
- ③前年度の原油換算エネルギー使用量が、1,500kl未満の事業所であること。
(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)における指定地球温暖化対策事業所として指定されている事業所の所有事業者及び当該指定地球温暖化対策事業所内に設置する事業所等でないこと。)
- ④申請時点において、設置工事が完了していないこと。
- ⑤平成30年1月31日までに、補助金交付申請書等を提出できること。
- ⑥平成30年3月20日までに、設置完了報告書等を提出できること。
- ⑦法人の場合 法人にあつては、法人住民税を滞納していないこと。
個人の事業者の場合 個人にあつては、住民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- ⑧CO₂排出量の削減効果等を検証し、結果を報告すること。

(2) 補助対象機器等・補助金額

補助対象機器等		補助金額	
		板橋エコアクション等 取組事業者※1	その他事業者
新エネ機器等	太陽光発電システム	設置に要する経費※2の 20% 上限 1,000,000 円	設置に要する経費※2の 20% 上限 500,000 円
省エネ機器等	省エネルギー診断の結果に基づき 導入する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器等		

※1 板橋エコアクション等取組事業者とは、板橋エコアクション 2008 認定、ISO14001 の認証又はエコアクション 21 の認証・登録の事業者です。

※2 省エネルギー診断結果に沿った設備・機器等の改修であり、かつエネルギー使用量の削減効果がある設備・機器等に対して、補助金を交付します。導入予定の設備・機器等が補助対象になるか、事前にご相談ください。

2. 住宅用

(1) 要件

- ①板橋区内の住宅(戸建・集合、個人・中小企業等)に、新しく補助対象機器等を購入し、設置される方。(賃貸住宅などの場合は、住宅の所有者から設置についての同意書が必要)
 ※窓の断熱化と集合住宅共用部LED化は、既存の設備の改修で、新設・増設ではないこと。
- ②申込時点において、設置工事が完了していないこと。
 ※窓の断熱化と集合住宅共用部LED化は、工事に着手していないこと。
- ③平成30年3月9日までに、補助金交付申請書等を提出できること。
- ④平成30年3月20日までに、設置完了報告書等を提出できること。
- ⑤個人の場合 個人にあつては、住民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
 法人の場合 法人にあつては、法人住民税を滞納していないこと。

(2) 補助対象機器等・補助金額

補助対象機器等		補助金額	
新エネ機器等	太陽光発電システム	出力1kWあたり 25,000 円	上限 100,000 円
省エネ機器等	燃料電池システム	設置に要する経費の5%	上限 50,000 円
	蓄電池システム	容量1kWhあたり 10,000 円	上限 50,000 円
	HEMS*	—	定額 10,000 円
	窓の断熱化	設置に要する経費の 25%	上限 100,000 円
	集合住宅共用部LED化	設置に要する経費の 20%	上限 300,000 円

※HEMSは、補助対象経費が定額を下回る場合、その金額の 1,000 円単位未満の端数を切捨て補助金額とします。

3. 注意事項

(1) 申請日について

- ①補助金交付状況により、予算枠を超えた場合、期間中でも申請を受けられないことがあります。
- ②申請は、環境戦略担当課に届いた日をもって先着順となります。

(2) 補助対象機器等と申請等について

- ①各機器等には要件があります。要件を満たさない機器等には補助金が交付されません。
- ②「設置に要する経費」とは、機器等本体、部材、架台の購入及びこれらの取り付け工事に関する費用であり、機器等の運転に直接必要のない付属品やオプション品などは除きます。
- ③交付申請額は、1,000円未満の端数を切捨てた金額になります。
- ④同一年度内での申請は、各機器等1回までとなります。平成29年度から事業所用も住宅用と同様に、1枚の申請書で全ての機器等の申請が可能となりました。

(3) 申込・問合せ

板橋区 資源環境部 環境戦略担当課 環境政策グループ (板橋区役所北館7階⑫番窓口)
 〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 電話:3579-2596
 住宅用:http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004900.html
 事業所用:http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/035/035062.html

事業所のCO₂削減対策実行支援について

区では、地球温暖化の原因とされる温室効果ガス排出量の削減に向けた、区民・事業者・区の各主体の協働による取り組みを推進しています。

区内の事業者は、従業員数9名以下の中小規模事業所が全体の約8割を占めています。これらの事業所では、CO₂やコスト削減等につながる対策の情報やノウハウの収集に要する人手不足等の人的な課題のほか、設備更新等を行う経費捻出への不安などの経済的な課題を抱えている事業所が多く存在します。

そこで、CO₂やコスト削減につながる対策への課題や不安の解消をサポートする支援アドバイザーが、事業所の要望や実情に応じて、最適な支援策をコーディネートします。サポートは継続的で、アドバイザーの派遣費用は無料です。

1. 事業期間

平成29年4月1日(土)～平成30年3月31日(土)まで

2. 内容

(1)「見える化」支援

電気・ガス・燃料等の各種エネルギー使用量や、設備・機器の構成、稼働状況等を整理して、事業所の実情や傾向を年度別・月別に「見える化」することが重要です。必要な情報の収集方法や資料の作成・活用方法のアドバイス等を行います。

(2)省エネルギー診断受診支援

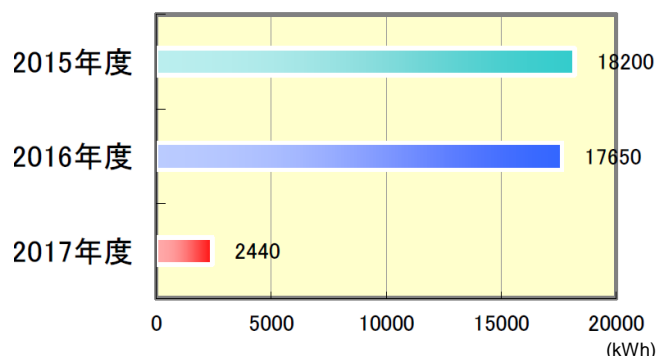
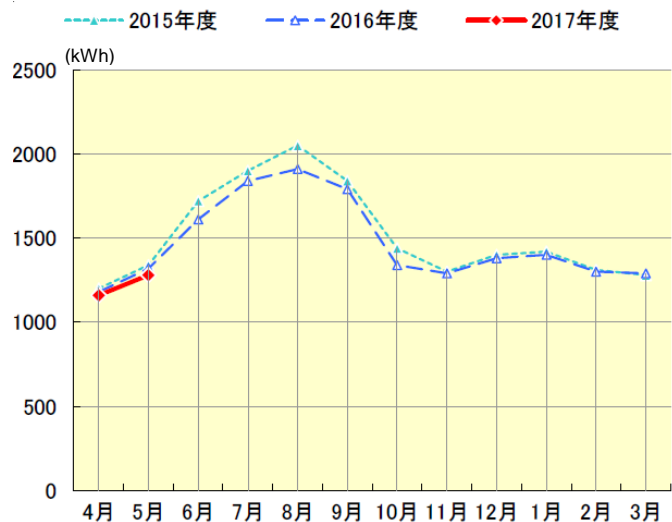
クール・ネット東京の省エネ診断の受診に要する書類作成のアドバイス、事業所の実情と傾向等に基づく要望や改善策の提案を受けるポイント整理など、より効果的な改善提案につなげるサポートを行います。

(3)環境マネジメントシステム導入支援

環境マネジメントシステムの導入は、傾向の把握・効果検証等のほか、環境問題に取り組む事業所としてのアピールにも役立ちます。板橋エコアクションのエコレポート作成など、システム導入のサポートを行います。

(4)経営診断・改善支援

CO₂削減につながる取り組みを、企業経営に無理のない範囲で計画的かつ継続して実行するため、経営診断(事業面・財務面・組織面)の実施など、事業所の経営体質の改善・強化につながるサポートを行います。



エネルギー使用量の「見える化」の例
(月別・年度別)

(5) 資金調達支援

省エネタイプへの設備改修などの改善策等を実施する場合に、可能な限りの費用負担の軽減を図るため、活用可能な補助金等の制度、銀行融資などを含めた最適な資金調達方法の提案や、申請手続き、関連書類作成のアドバイス等を行います。

(6) 訪問セミナー

CO₂やコスト削減にもつながる省エネルギー対策は、代表者や特定の担当者だけではなく、全員で取り組むことが重要です。事業所でセミナーを実施し、企業イメージやモチベーション向上等の効果も含め、全員で取り組む意識の醸成をサポートします。

(7) 改善策の実行・検証支援

省エネルギー診断に基づく改善策に、実情に応じた最適な優先順位の提案など、実行に向けたサポートを行います。また、取組効果の検証方法のほか、改善策の実行に不安や課題等を抱えている場合は、解消に向けた可能な限りのサポートも行います。



省エネルギー診断の様子

3. 対象事業所の要件

- (1) 支援アドバイザーの派遣先は、板橋区内にある事業所。(板橋区外の申込者でも、派遣先事業所の住所が板橋区内であれば、お申し込みは可能です。)
- (2) 法人又は個人の中小企業等(中小企業法第2条第1項に規定する会社に該当しない会社を除く)。
- (3) 前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kℓ未満。



訪問セミナーの様子

4. 募集数

10社(設備更新を検討している事業所等を優先)

5. 費用

無料

6. 申込・問合せ

申込書に必要事項を記入のうえ、直接窓口へ持参またはFAX・Eメールで、お申し込みください。(申込書は以下の窓口で配布しています。また区ホームページからもダウンロードできます。)

板橋区 資源環境部 環境戦略担当課 環境政策グループ (板橋区役所北館7階⑫番窓口)
〒173-8501 板橋区板橋2-66-1
電話:3579-2622 FAX:3579-2589
Eメール:s-kankyo@city.itabashi.tokyo.jp

適正管理化学物質使用量等報告の受付開始

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)」により、「適正管理化学物質(59物質)」を年間100kg以上取り扱う工場または指定作業場は、前年度の適正管理化学物質ごとの使用量、製造量などを区役所へ報告することとなっています。

本年も4月から、平成28年度実績の報告の受付を開始いたしますので、すみやかに提出をお願いいたします。

1. 提出期間

平成29年4月～6月末日

2. 注意事項

- (1) 報告書は正副2部提出して下さい。窓口で審査後、受付印を押印して副本を返却します。
- (2) 郵送で提出される場合は返信用封筒を同封して下さい(切手貼付)。

3. 提出・問合せ

板橋区 資源環境部 環境課 公害指導係(板橋区役所北館7階⑬番窓口)

〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 電話:3579-2594

適正管理化学物質(59物質)リスト

番号	物質名	番号	物質名
1	アクロレイン	31	スチレン
2	アセトン	32	セレン及びその化合物
3	イソアミルアルコール	33	チウラム
4	イソプロピルアルコール	34	チオベンカルブ
5	エチレン	35	テトラクロロエチレン
6	塩化スルホン酸	36	1, 1, 1-トリクロロエタン
7	塩化ビニルモノマー	37	1, 1, 2-トリクロロエタン
8	塩酸	38	トリクロロエチレン
9	塩素	39	トルエン
10	カドミウム及びその化合物	40	鉛及びその化合物
11	キシレン	41	ニッケル
12	クロム及び三価クロム化合物	42	ニッケル化合物
13	六価クロム化合物	43	二硫化炭素
14	クロルピクリン	44	砒素及びその無機化合物
15	クロロホルム	45	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
16	酢酸エチル	46	ピリジン
17	酢酸ブチル	47	フェノール
18	酢酸メチル	48	ふっ化水素及びその水溶性塩
19	酸化エチレン	49	ヘキサン
20	シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物)	50	ベンゼン
21	四塩化炭素	51	ホルムアルデヒド
22	1, 2-ジクロロエタン	52	マンガン及びその化合物
23	1, 1-ジクロロエチレン	53	メタノール
24	1, 2-ジクロロエチレン	54	メチルイソブチルケトン
25	1, 3-ジクロロプロペン	55	メチルエチルケトン
26	ジクロロメタン	56	有機燐化合物(EPNに限る。)
27	シマジン	57	硫酸
28	臭素化合物(臭化メチルに限る。)	58	ほう素及びその化合物
29	硝酸	59	1, 4-ジオキサン
30	水銀及びその化合物		

春の板橋クリーン作戦

私たちのまち板橋を、ごみのないきれいなまちにしていくために、本年度も、「春の板橋クリーン作戦」を実施します。

期間中の都合のよい日に各々でまちをきれいにするこの作戦に、あなたも参加してみませんか。

1. 実施期間

5月20日(土)～6月4日(日) (作戦期間中の都合のよい日に実施していただきます)

2. 参加対象

個人、団体、町会・自治会、商店街、事業所、老人クラブ、学校、スポーツ少年団、学生ボランティア、官公庁等・・・どなたでも気軽に参加できます！

3. 実施内容

道路、歩道の清掃等「春の板橋クリーン作戦」の趣旨に沿った美化活動をしてください。

作戦中はくれぐれも事故のないよう、安全の確保をお願いします。

(※ なお、公園は委託等により清掃されているので、清掃場所の対象外とします。)

4. 申込方法・期限

実行計画書の必要事項を記入し、板橋区役所環境課、または最寄りの地域センターに提出してください。(詳しくは下記【申込方法について】を参照してください。)

※ 申込期限は4月21日(金)です！

5. 問合せ

「エコポリス板橋環境行動会議」事務局
板橋区役所 環境課 環境美化担当
(板橋区役所北館7階⑬番窓口)
〒173-8501 板橋区板橋2-66-1
電話:3579-2597 FAX:3579-2589
Eメール:s-bika@city.itabashi.tokyo.jp



【申込方法について】

- ・環境課へ直接申し込む場合は、持参・郵送・FAX・Eメールのいずれでも構いません。
- ・地域センターで申し込む場合は、窓口へ直接お持ちください。内容に関するお問合せは、環境課までお願いします。